

淀川水系流域委員会殿

(異常渇水) 大阪市水道局の最終回答

平成20年1月23日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

異常渇水についての私達と大阪市水道局とのQ&Aにつきましては、第70回委員会「参考資料1 委員および一般からのご意見 (No.915)」でご紹介しましたように、同局の回答が必ずしも具体的で無かったため、私達は12月20日付で「再々々質問」を行いました所、その回答が1月9日に届きましたので添付します(→「資料1」・アンダーラインは当会)。

この最終回答についての当会の理解などを以下に述べます。

1) 「質問1」への回答について

私達の要請は

“平成13年度の実績値に基づくシミュレーションなのだから、給水制限の状況についてもっと具体的に示して欲しい”

というものでしたが、これに対して大阪市水道局はついに正面からは答えてくれませんでした。同局の今回の回答を私達なりに解釈すれば次の通りです。

“深夜の時間断水の発生は避けられないが、河川管理者の言う「検討ケース(2)」での20%取水制限179日間の全ての日においてこの時間断水を実施するということでは無い”

2) 「質問2」への回答について

私達の質問の要旨は次の通りでした。

“平成6年渇水の際にも同様に最大で20%取水制限が実施されたが、この時に大阪市内で断水は無く減圧給水が実施されただけであるにも拘らず、今回シミュレーションで「時間断水不可避」としているのは何故か?”

これに対する同局回答の要旨は

1、今回行ったシミュレーションは「検討ケース(2)」に基づいたものであり、従って平成13年度の8月から2月までの各月最大取水量(実績値)を「調整基準量」とし、これの20%カットを「取水可能量」として行ったものである。

→「調整基準量」＝「資料1」の中の「対比表」の(左側上段)の数値

「取水可能量」＝(左側下段)の数値。上段数値を20%カットしたもの

2、他方、平成6年渇水の際に「琵琶湖・淀川渇水対策会議」から指令された「調整基

準量」はもっと緩いもので、この時の算出方式に従って平成13年度について試算した「調整基準量」「取水可能量」をそれぞれ「対比表」の右側上段・下段に示す。

3、今回「関西のダムと水道を考える会」からの「質問2」に答えるため、試しに（右側）の値に基づいてシミュレーションを行った所、

“最も厳しい渇水対策は減圧給水であり、時間給水には至らないことが判明した”

平成6年渇水の際、大阪市において時間断水に至らなかったのも同様の理由による。

つまり、昭和14年～16年渇水の再来に際して、平成6年渇水と同じ方式の給水制限を実施した場合は、大阪市においては減圧給水のみで対応可能であり、時間断水には至らないという訳です。

ここで次の疑問が出ます。

“もし淀川下流部での取水制限を「平成6年方式」とした場合に、琵琶湖水位は一体どこまで下がるのか？”

これについての私達の試算は稿を改めてご紹介することにします。

(以上)

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村 東洋夫 様

大阪市水道局

平素は大阪市水道事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、野村様からのご意見につきまして、次のとおり回答させていただきます。

質問1につきましては、本市の水運用について安全側を重視した机上のシミュレーションの結果、179日の時間断水が必要であると導出されたものであり、実際の水運用を考えた対応としましては、週間の需要変動パターンを見ながら決定されていくものであることをご理解ください。

質問2につきまして、平成6年渇水時には過去4カ年の当該月およびその前月の取水実績を参照の上、最大取水量を採用するという条件の下で調整基準量が決められていたことに対し、「検討ケース(2)」では平成13年当該月の最大取水量を採用するという条件の下で調整基準量が決められていました。

そこで、「検討ケース(2)」においても、平成6年渇水時と同様に過去4カ年分の当該月およびその前後の月の取水実績を参照の上調整基準量を決定した場合、調整基準量ならびに取水可能量は以下のように変化しました。

調整基準量	当該月の最大取水量 (平成13年度)	当該月およびその前後の月の最大取水量 (平成9年度～平成12年度)
	8月：1,760,700m <sup>3</sup> /日	8月：1,972,600m <sup>3</sup> /日
	9月：1,724,600m <sup>3</sup> /日	9月：1,972,600m <sup>3</sup> /日
	10月：1,575,100m <sup>3</sup> /日	10月：1,972,600m <sup>3</sup> /日
	11月：1,534,600m <sup>3</sup> /日	11月：1,727,800m <sup>3</sup> /日
	12月：1,500,600m <sup>3</sup> /日	12月：1,722,600m <sup>3</sup> /日
	1月：1,485,100m <sup>3</sup> /日	1月：1,722,600m <sup>3</sup> /日
	2月：1,463,400m <sup>3</sup> /日	2月：1,577,300m <sup>3</sup> /日
取水可能量	8月：1,408,600m <sup>3</sup> /日	8月：1,578,100m <sup>3</sup> /日
	9月：1,379,700m <sup>3</sup> /日	9月：1,578,100m <sup>3</sup> /日
	10月：1,260,100m <sup>3</sup> /日	10月：1,578,100m <sup>3</sup> /日
	11月：1,227,700m <sup>3</sup> /日	11月：1,382,300m <sup>3</sup> /日
	12月：1,200,500m <sup>3</sup> /日	12月：1,378,100m <sup>3</sup> /日
	1月：1,188,100m <sup>3</sup> /日	1月：1,378,100m <sup>3</sup> /日
	2月：1,170,800m <sup>3</sup> /日	2月：1,261,900m <sup>3</sup> /日

このときの渇水対策についてもシミュレーションを行ったところ、最も厳しい渇水対策は減圧給水であり、時間給水には至らないことが判明しました。

よって、調整基準量の考え方の違いにより、平成6年渇水時に行われた渇水対策とシミュレーションにより導出された渇水対策にも違いが出たものと考えられます。

【本件に関するご質問・お問合せの連絡先】

大阪市水道局 工務部 計画担当 (電話：06-6616-5514)